福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）

補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池等の水素利活用設備に係る導入可能性調査事業を実施する県内市町村又は民間法人（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　一　純水素燃料電池

　　　水素のみを燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電にともない発生した熱を供給するものをいう。

二　業務・産業用燃料電池

　　　都市ガスや液化石油ガス等を燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電にともない発生した熱を供給するもの（発電の過程で利用しきれない燃料をマイクロガスタービン等で発電に再利用することで高効率化を実現するシステムも含む。）のうち、業務・産業の用に供するものをいう。

　三　燃料電池フォークリフト

　　　燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフトをいう。

（補助対象事業）

第３条　この補助金の補助対象事業は、県内の公共施設、商業施設、工場又は事業所等（以下、「事業所等」という。）における水素利活用設備の導入可能性について調査する事業とし、具体的な水素利活用設備の種類及び調査事項は別表１に掲げるとおりとする。

（補助対象者）

第４条　この補助金の対象者は次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、第３号の場合は第１号又は第２号に該当する者との共同申請に限る。

　一　県内市町村

　二　県内に事業所等を有する民間法人

　三　その他の法人

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　この補助金の補助対象経費及び補助金の額は別表２のとおりとする。

（補助金交付申請）

第６条　規則第４条第１項の申請書は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金交付申請書（様式第１号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

　一　事業計画書

　二　収支予算書

　三　その他知事が必要と認める書類

３　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本１部、副本１部とする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第７条　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

２　補助事業者は、規則第１３条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金交付の条件）

第８条　規則第６条第１項第１号に規定する、別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

　一　補助対象経費が２０％以内の減額であるもの（補助金の額の変更を伴わない場合に限る）

　二　別表に掲げる補助対象経費の区分間における２０％以内の流用増減であるもの

　三　補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

（変更の承認）

第９条　規則第６条第１項により知事の承認を受けようとする場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期限）

第１０条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（状況報告）

第１１条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、規則第１１条の規定による事業の遂行上の報告を求めることができるものとし、その場合、補助事業者は福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金実施状況報告書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金完了報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の交付の請求）

第１３条　補助事業者は、補助事業を完了した場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用設備導入可能性調査支援事業）補助金交付請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１４条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第１５条　補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

２　補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（様式第９号）を前項に規定する期間内備えておかなければならない。

附　則

１　この附則は、平成３０年９月２５日から施行する。

１　この附則は、令和２年１０月　５日から施行する。

別表１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 水素利活用設備の種類 | 以下の水素利活用設備のうち、１種類以上の導入を検討するものとする（複数地点での検討可）。・純水素燃料電池・業務・産業用燃料電池（ただし、単機での定格発電出力が１ｋＷ以上かつ定格発電出力の合計が１０ｋＷ以上であること）・燃料電池フォークリフト・その他主要な燃料に水素を用いる発電設備等 |
| 調査事項 | ・導入を検討する施設における現状整理（エネルギー需給、インフラ等）・水素利活用設備の導入量及び運用方法の検討・水素供給インフラ（水素調達方法を含む）の検討・エネルギー効率及び環境性向上への寄与度検討・設備等導入及び運用に係る事業性検討・上記の外、水素利活用設備の導入検討に資すると期待できる事項 |

別表２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の額 | 定額（ただし、５，０００千円以内の額とする。） |
| 補助対象経費 | １　直接経費（１）機器・設備費　　　調査に必要な機器・設備の借用及び外部施設等の利用に要する費用　　（機器・設備の取得に要する費用は対象外）（２）調査設計費　　　調査、分析、報告等に要する費用（３）委託費　　　調査、分析、報告等の一部を委託する場合に要する費用（４）諸経費　　　旅費、謝金、文献調査費等、調査に必要となる諸経費　※食糧費を含まない。２　間接経費　　「１　直接経費」に比して１０パーセント以内の額 |